

町内会除排雪事業のお知らせ

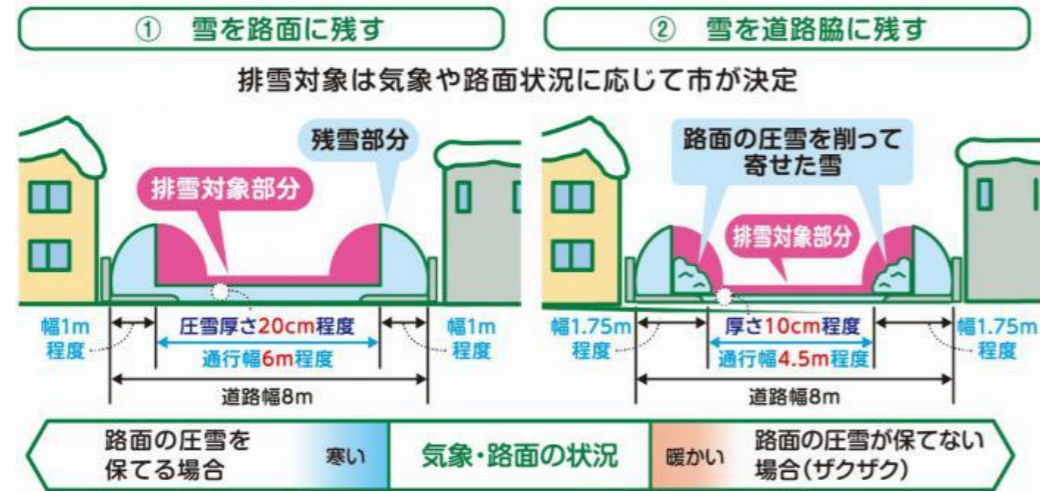
●今年度の除排雪内容について

(1) パートナーシップ制度「抑制断面型」で実施します。

今年度の除排雪は、定期総会で承認を得たとおり「パートナーシップ制度」により実施します。また、除排雪の水準は費用の関係から抑制断面型(旧実証実験型)で行うため、排雪後に路面を削った雪を道路わきに残します(令和5年度からは標準型で実施する予定です)。

排雪後の段差については、できるだけなだらかにしますが敷地内までは削れないので、各自で処理をお願いします。

抑制断面Ⅱ型



(2) 対象外道路(通学路・バス路線)は従来と同じです。

今年度もバス路線・通学路は除排雪に含まれませんのでご理解をお願いします。北郷小学校付近の作業は、15日～17日ごろに行いますので関係する13、14、22、23、31、33区は特段の協力をお願いします。

なお、トラック等の通行確保のため同期間に市の排雪を併せて行う予定とのことです。

(3) 問い合わせは「除雪センター」へ

パートナーシップ排雪の問い合わせは、白石区北地区除雪センターになります。なお、作業期間中で車の出入りに支障がある場合などは現場の係員に直接声掛けしてください。

白石区北地区除雪センター TEL 871-7091

●除排雪実施期間

令和5年2月6日(月)～22日(水)16日間
(2月12日(日)は休業です。)

準備作業は朝6時から開始します。早朝からの作業にご理解をお願いします。

なお、7時30分～8時30分までは通勤・通学時間を考慮しての作業中断時間となります。

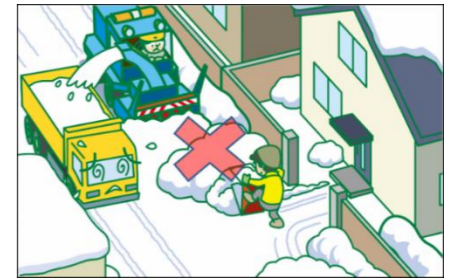
令和4年度 北郷東町内会除排雪・地域分け

※日程は気象条件により変更となる場合があります。
※28区～33区はマンション



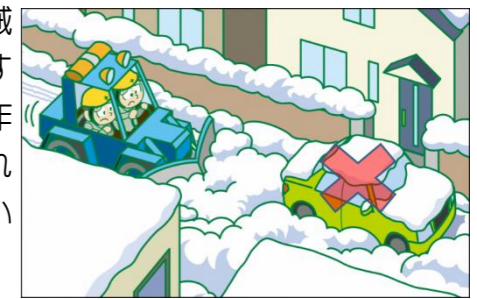
道路への雪出しは厳禁

●道路の排雪を行う制度で、通路、屋根、駐車場などの雪は対象となりません。それらの雪を道路に出されると、運ぶ雪の量が増えるため作業に遅れが生じ、その後の日程に影響を及ぼすことになります。道路への雪出しは『道路交通法第七十六条』、『道路法第四十三条』で禁止されている違反行為になります。



路上は絶対駐禁!

●排雪作業は、大きな除雪機械やダンプ・トラックを使用するため、路上駐車があると作業の支障となり、作業が遅れるばかりか、作業ができない場合もあります。



☆ごみ出しは朝8時まで!

- ごみの収集は8時から始まりますのでご協力をお願いします。
- ごみを出し遅れた場合は次回にお願いします。
- ごみステーションが雪に埋もれていると、巻き込む場合がありますので、除雪をお願いします。